

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

第16条に基づく意見聴取の結果について

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第16条に基づく意見聴取を実施しましたので、結果を以下のとおり公表します。

平成17年6月3日

京都市長 榊本 頼兼

- 1 実施日時 平成17年6月1日 午後1時30分から午後2時30分
- 2 実施場所 京都市役所 本庁舎E会議室
- 3 聴取した者（順不同）
木野村峯一，余昌英，田中八州夫，村上悦子，折坂義雄
- 4 聴取内容

別紙の7案件に係る指定管理者募集要項等に基づき、公募を行うことについて了承されました。

（注） 指定管理者の公募に当たっては、個々の施設ごとに公募することが原則となっていますが、複数施設が同一施設内に設置されている場合は、施設の運営管理上不都合が生じる場合が考えられます。京都市運用基本指針においても「同一団体が一括して管理を行うことが合理的である場合」は、複数施設につき一括して単一の指定管理者を公募し、選定することが可能となっています。

今回は本指針を踏まえ、公募単位を別紙のとおり7案件に分類しています。

(別紙)

案件	類型	施設種類数	対象施設	公募単位数	公募施設数
1	児童館	1	大宮西野山, 楽只, 修学院, 壬生, 新道, 今熊野, 山科, 花山, 勸修, 崇仁, 洛陽, 中唐戸, 常磐野, 安井, 西京極, 御室, 南浜, 醍醐, 辰巳, 深草, 横大路, 納所城之内, 上高野(新設), 桂川(新設)	24	24
2	老人デイサービスセンター	1	衣笠, 鳳徳, 出水, 百々, 御室	5	5
3	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 在宅介護支援センター	3	東高瀬川, 春日丘	2	6
4	老人デイサービスセンター 特別養護老人ホーム 在宅介護支援センター	3	終野, 小川, 東九条, 久世	4	12
5	老人デイサービスセンター 在宅介護支援センター	2	成逸, 仁和, 高野, 修学院, 栗田, 東山, 日ノ岡, 勸修, 島原, 陶化, 西院	11	22
6	老人デイサービスセンター 児童館	2	吉祥院	1	2
7	老人デイサービスセンター 特別養護老人ホーム 在宅介護支援センター 児童館	4	修徳	1	4

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)